

令和3年  
1月 宮崎県臨時県議会会議録

令和3年1月29日開会  
令和3年1月29日閉会



## 令和3年1月宮崎県臨時県議会会議録 目次

1月29日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
山下博三議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号、報告第1号及び第2号上程	4
1. 知事提案理由説明	4
1. 議案第1号、報告第1号及び第2号委員会付託	10
1. 常任委員長審査結果報告	10
野崎幸士総務政策常任委員長	11
冨師博規厚生常任委員長	11
武田浩一商工建設常任委員長	12
安田厚生環境農林水産常任副委員長	12
1. 議案第1号、報告第1号及び第2号採決	13
1. 議員発議案送付の通知	13
1. 議員発議案第1号追加上程、採決	13
1. 閉 会	14
<hr/>	
1. 資 料	15
令和3年1月臨時県議会日程	17
議案送付文書	18
議案委員会審査結果表	19
1. 議案議決件名一覧表	21
1. 議員発議案等	25
新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書	27
1. 議事経過	29



1 月 29 日（金）



# 令和3年1月29日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（38名）	
1番	有岡浩一（郷中の会）
2番	坂本康郎（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿（同）
7番	窪菌辰也（同）
8番	脇谷のりこ（同）
9番	佐藤雅洋（同）
10番	安田厚生（同）
11番	内田理佐（同）
12番	日高利夫（同）
13番	丸山裕次郎（同）
14番	凶師博規（無所属の会 チームむか）
15番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	岩切達哉（同）
19番	中野一則（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫（同）
21番	外山衛（同）
22番	西村賢（同）
23番	山下博三（同）
24番	右松隆央（同）
25番	野崎幸士（同）
26番	日高陽一（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
32番	坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
33番	日高博之（同）
34番	濱砂守（同）
35番	二見康之（同）
36番	星原透（同）
37番	蓬原正三（同）
38番	井本英雄（同）
39番	徳重忠夫（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	永山寛理
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	松浦直康
農政水産部長	大久津浩
県土整備部長	明利浩久
会計管理者	大西祐二
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	阿緒方文彦
人事委員会事務局長	小田光男

事務局職員出席者

事務局局長	亀澤保彦
事務局次長	内野浩一朗
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	日吉誠一
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	関谷幸二
議事課主査	川野有里子
議事課主査	井尻隆太

---

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和3年1月臨時県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、濱砂守議員、来住一人議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期臨時会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る1月27日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年1月臨時県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期臨時会に提案されます知事提出議案は、一般会計補正予算1件及び専決処分に係る報告承認2件であります。

議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査いたしました結果、会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期臨時会は、まず、議案の上程、知事の提案理由説明及び所管常任委員会への議案の付託が行われます。

ここで本会議を一旦休憩し、休憩中に常任委員会を開催した後、本会議を再開し、付託された議案についての常任委員長の審査結果報告及

び採決を行います。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号、報告第1号及び第2号上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号、報告第1号及び第2号の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和3年1月臨時県議会の開会に当たり、初めに、県議会の皆様におかれましては、臨時会の開催につきまして格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案に関する御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

県内において、昨日までに確認された感染者は1,790名であります。昨年11月20日、11月定例県議会の開会日に御報告した県内の感染者数は388名でありましたので、この2か月余りで、実に1,400名以上増加したことになります。

また、このうち17名の方がお亡くなりになりました。県民を代表し、御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

現在も、医療機関や宿泊施設等において多くの方が療養されており、一日も早く全快されますようお祈り申し上げます。

県内の感染者が急増する中、感染リスクと向き合いながら、県民の命を守るという強い使命感の下、最前線で昼夜を分かたず対応いただいている医療従事者や介護・福祉従事者の皆様、感染症対策に取り組んでおられる皆様、そして、県民の暮らしを支える様々な業務に従事いただいている全ての関係者の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

私は、今週火曜日、宮崎大学医学部附属病院や都城市郡医師会病院、都城保健所を訪問しました。そこで多くの皆さんが献身的に業務に当たられている姿を目の当たりにするとともに、御苦労されている実情などを直接伺い、本当に頭が下がる思いでありました。以前、県立宮崎病院や都農町国民健康保険病院を訪問した際も、強い使命感と覚悟の下、懸命に取り組んでおられる医療スタッフの姿に心打たれるものがありました。医師や看護師、保健師をはじめ、医療や感染症対策に携わっておられる全ての皆

様に対し、深く敬意を表しますとともに、その御尽力を重ねて御礼申し上げます。

県内における「第3波」を振り返りますと、11月下旬から宮崎・東諸県郡圏域を中心として徐々に新規感染者が増加しました。このため、12月7日から、県民の皆様に対し、東京都や愛知県などの感染拡大地域への不要不急の往来の自粛を要請するとともに、宮崎市との協議を踏まえ、おおむね2週間を期間として、宮崎市を「感染警戒区域」（オレンジ区域）に指定し、イベントにおける会食等の場面の制限、Go To イートキャンペーンの人数を4人以下の単位とするなど、会食における感染防止対策を強化しました。

また、年末年始を控え、県外との往来や会食などの機会が増える12月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、強く注意喚起するなど、感染リスクを減少させるための取組を行ったところでもあります。

その後、一旦減少した感染者数が、クラスターの発生等により再び増加傾向を示すなど、感染が収束しない状況であったことから、12月22日に宮崎市の「感染警戒区域」の指定を延長するとともに、これに伴う行動要請を継続いたしました。

あわせて、宮崎市において複数の高齢者施設等でクラスターが発生し、基礎疾患をお持ちの高齢者が亡くなられたことを重く受け止め、高齢者等への感染防止対策を強化するため、宮崎市に所在する高齢者施設等については、緊急やむを得ない場合を除いて面会を制限することといたしました。また、県外在住の本県出身の方などに対し、年末年始の本県への帰省は慎重に判断いただくようお願いしたところでもあります。

年末にかけて、都城市において新規感染者数が急激に増加したことから、速やかに感染拡大防止策を講じるため、都城市とも協議を行い、12月31日に同市を「感染警戒区域」（オレンジ区域）に指定するとともに、県内の感染が鎮静化していない状況を踏まえ、12月と同様、1月も「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、引き続き感染防止対策を強化することとしました。

年が明けた後も、連日にわたり30人以上の新規感染者が確認されるなど感染拡大が収まらず、県内の医療現場には大きな負担がかかる状況にありました。このまま感染拡大が続いた場合、医療提供体制に支障が生じるおそれがあったことから、本県の状況は、国の分科会が示すステージ3「感染急増段階」に相当すると判断し、1月5日、県下全域に、県の対応方針に定めるレベル3「感染拡大緊急警報」を発令しました。

また、爆発的に感染が拡大している都城・北諸県圏域を「感染急増圏域」（赤圏域）に変更し、住民の皆様への原則、外出自粛やイベントの中止・延期、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請などの措置を講ずることとしたところであります。

時々刻々と事態が変化する中、宮崎・東諸県圏域においても新規感染者数が急増し、1月6日に実施したPCR等の検査では、県全体の新規感染者数が105人と、100人の大台を超えた衝撃的な数字が判明するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの感染者数が32人を超えて全国で3番目となるなど、国の分科会が示すステージ4「感染爆発段階」の目安を上回る、極めて深刻な状況となりました。

このまま爆発的な感染拡大が続いた場合、県

内の医療現場においては、新型コロナウイルス感染症への対応と通常医療との両立が困難になり、医療提供体制の機能不全、言わば医療崩壊につながるおそれがあることに加え、県民生活や地域経済にも極めて深刻な影響が及びかねず、まさに、本県は「歴史的な危機」に直面しているとの認識に至ったところであります。

今こそ最も強くブレーキを踏むべき重大な局面にあり、県を挙げて最大限の感染防止に取り組む必要があると判断し、1月7日、県内全域に県独自の「緊急事態宣言」を発令いたしました。

この直前、全国では、感染拡大が続いて医療体制が逼迫している1都3県から国に対し、法に基づく国の緊急事態宣言を要請する動きがありました。しかしながら、国の緊急事態宣言に当たっては、都道府県による国への要請は法律上の要件とされておらず、同宣言の対象とするかは、諮問委員会の意見を踏まえて国が総合的に判断することとされています。国は、社会経済に与える影響の大きさから、緊急事態宣言について慎重に考えており、1都3県の取扱いの検討にも時間を要している状況にありました。

このような中、私は知事として、時期を失することなく早急に本県の深刻な状況に対処することが何よりも重要であると判断し、何としても県民の命と暮らしを守らなければならない、先手先手の対策をちゅうちょなく講じるべきであるとの強い思いから、県独自の緊急事態宣言を発令することを決断した次第であります。

最終的な決定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策協議会において、専門家の皆様のご知見や御意見を十分お伺いするとともに、県内26市町村長と私が、ウェブ会議により直接意見交換を行い、県内の感染状況について

認識を共有し、対応方針の確認等を行ったところであります。

この宣言の発令に伴い、県民の皆様には、原則、外出自粛や県外との往来自粛、イベントの中止・延期をはじめとする行動要請をお願いするとともに、県内全ての飲食店等に対し、1月22日までを期間として、午後8時までの営業時間短縮の要請を行いました。

なお、営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、国の地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を最大限に活用し、市町村とも緊密に連携して支給することとしたところであります。

その後、1日当たりの新規感染者数については、105人をピークとして確実に減少傾向を示しており、この宣言は、感染爆発の抑制に一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、1月19日時点で新規感染者数が50人を超えるなど、厳しい感染状況が続く中、1月23日以降の宣言の取扱いにつきまして、1、県内の感染状況、2、医療提供体制の状況、3、県外の状況の3つの視点から、慎重に分析・検討しました。

1点目の県内の感染状況については、感染者数自体は減少傾向にあるものの、宮崎・東諸県圏域において、国の分科会が示した指標に基づく各種数値が高止まりするなど、十分に鎮静化しておらず、高齢者施設やカラオケ店においてクラスターが相次いで発生するなど、県内各地に感染拡大の火種が残っており、引き続き厳しい状況にあると分析したところであります。

2点目の医療提供体制の状況については、重症者が当時、過去最多の8人となり、宮崎・東諸県圏域では実質的に満床に近くなるなど、医療提供体制の逼迫が深刻化し、県内は、言わば医療崩壊の入り口にあると言っても過言ではな

い状況にありました。病床占有率などの数値以上に、医療現場に強い負荷がかかっており、さらに負担が増えると、本来救えるはずの命が救えなくなる事態が強く懸念されるところであります。

3点目の県外の状況については、県独自の緊急事態宣言以降、国の宣言地域の対象拡大や各県独自の宣言が続き、静岡県において変異ウイルスが確認されるなど、一層厳しさが増す状況にありました。そのため、たとえ県内の感染が一定の改善方向にあったとしても、緊急事態宣言による最大限の警戒態勢を緩める状況にはないと判断したところであります。

以上の状況分析を踏まえ、専門家の御助言もいただきつつ、引き続き最大限のブレーキを踏み続ける必要があると判断し、宣言を2月7日まで延長することを決断いたしました。

県民の皆様や事業者の皆様には、1か月という長期間にわたり、大変な御負担・御苦勞をおかけすることになりますが、知事として、県民の命と暮らし、そして本県の医療を守るという強い信念から考え抜いた上での重い決断であります。

県議会をはじめ、県民の皆様や事業者の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、国が示しているスケジュールの想定では、まず、2月下旬から、国主導で1万人の医療従事者を対象として接種を先行的に実施し、その後、3月から順次、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方というように、優先順位を決めて接種することとされております。県民の皆様には、お住まいの市町村から接種券（クーポン券）が順次配付される予定となっております。

県においては、迅速かつ円滑なワクチン接種を推進するため、先般、福祉保健部内に9名のプロジェクトチームを設置したところであり、今後、専任職員等を加えるなど体制を拡充してまいります。

現在、医薬品の卸売業者との協議や市町村会議などを実施しているところであり、引き続き、国、市町村、医療機関等と緊密に連携し、適時適切に情報発信を行うなど、県民の皆様が速やかに接種を受けられるよう万全を期してまいります。

次に、プロ野球とJリーグの春季キャンプに係る対応についてであります。

先般、プロ野球とJリーグの新型コロナウイルス対策連絡会議等におきまして、万全の感染防止対策を行い、予定どおりキャンプを実施することや、観客の取扱いは地元自治体の方針に従って対応することなどが決定されました。

今回、国及び県独自の緊急事態宣言下でのキャンプ実施となることから、キャンプを通じて感染者数を増やさないということが大変重要であると考えております。このため、キャンプ受入れ市町と調整し、プロ野球球団・Jリーグチームに対し、国または県独自の緊急事態宣言の期間中は、無観客でキャンプを実施するとともに、選手等には県民に求めるものと同様の最大限の行動要請を遵守いただくことを強く要請し、それぞれ了解いただきました。

まずは、県及び受入れ市町の要請を踏まえ、キャンプが安全安心に行われることが第一であると考えております。そして、球団やチームと緊密に連携を図り、長年にわたりキャンプ地として貢献してきた本県だからこそ寄せられている期待にしっかりと応え、着実にその役割を果たすとともに、無観客とはいえ、キャンプに伴

う県外との往来の増加に最大限の警戒を図るなど、引き続き適切に対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症による社会・経済への影響につきましては、これまで、県民の命と暮らしを守る取組や地域経済を支える対策を含め、総額748億円余の対策を講じてまいりました。

このような中、県独自の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請等により、飲食店の皆様に加え、飲食関連事業者等の皆様も大きな影響を受けておられることから、国が表明している売上げの減少した中堅・中小事業者に対する支援措置について、法に基づく営業時間短縮の要請を行っている本県も対象に加えるよう、県議会の皆様の御協力を賜り、本県の地方6団体で、国に対し強く要望を行っているところであります。

しかしながら、現時点で国の動向が不透明であるとともに、飲食関連事業者の皆様の厳しい実情をお聞きする中で、国の判断を待つことなく県独自で早急に支援する必要があると判断し、今回提案いたしました補正予算案において、必要な経費を計上したところであります。

これに加え、現在、外出自粛や営業時間の短縮等により、地域経済に大きな影響が生じておりますことから、県民の暮らしや本県経済の回復を図るため、感染状況を見極めつつ、宣言解除後の経済回復に向け、機動的かつ速やかに消費喚起策を講じることとしております。

また、県議会の皆様の御理解の下、12月16日に、鳥インフルエンザの防疫対策に加え、ひとり親世帯及び生活困窮者を支援するための経費について、さらに1月8日に、飲食店等の営業時間短縮の要請に伴う市町村と連携した協力金を迅速に支給するための経費について、合計84

億円余の専決処分を行ったところであります。

本県における第3波は、全国の感染拡大とタイミングを同じくして感染が広がっております。本県の感染拡大の内容を分析しますと、年末年始の帰省を含む、県外からの来訪者との接触に端を発した感染が、飲食店やホームパーティーなどの会食の場や、職場、家族等を通して広がり、さらに高齢者施設やスポーツジム、カラオケ店、学校活動等でのクラスターにつながっていったものと考えられます。

これらの感染の実例の中には、発熱の症状が見られたにもかかわらず、一定の期間、医療機関を受診せず感染を広げたケースや、体調が悪かったものの、無理をして職場に出勤してクラスターが発生したケース、会食の場で長時間マスクを外して飲食したり、施設内や喫煙所でマスクを着用せずに会話をしたりしたことにより感染したケースが見受けられました。

私は、このような実例を踏まえ、同様の感染を繰り返さないことが大切だと考えております。

県民の皆様には、マスクを外さない、小まめな手洗い・手指消毒を徹底する、3つの密を避ける、体調がすぐれないときは自宅で休むなど、改めて基本的な感染対策を徹底いただきますようお願いいたします。

特に、このたびの県独自の緊急事態宣言の期間中は、最大限の感染防止対策に取り組むようお願いいたします。可能な限り人との接触機会を減らし、移動はなるべく日常生活の範囲内とするとともに、会食などはいつも一緒に過ごしている身近な人と行ってください。その場合も、4人以下、2時間以内を守っていただきますようお願いいたします。

「自分は大丈夫だ、コロナは他人ごと」と決

めつけず、お一人お一人が、いま一度、自身が取べき行動を考えつつ、思いやりの心を持ってお互いを大切にする、そのような宮崎県でありたいと考えております。

自分や大切な人を守るため、そして危機的な状況にある本県の医療を守るため、「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動を徹底いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

県民が心を合わせて取組を進めている中、感染された方や、感染者が利用した飲食店、そして、私たちの命や健康、暮らしを守るために尽力されている医療・介護・福祉従事者や、物流・交通事業に携わる皆さん、その家族を傷つけるような言動や、SNS上の心ない書き込みなどにより、当事者の皆さんが傷つき悲しんでおられる状況があります。

不当な差別や偏見といった人権侵害は決して許されるものではありません。お互いを思いやる気持ちを持ちながら、今後とも正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計56億5,458万5,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,170億3,560万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金56億5,458万5,000円であります。なお、財源は、全額、国の地方創生臨時交付金を活用しております。

以下、一般会計補正予算案に計上しております事業の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、第3波に対処するため、営業時間の短縮要請等

により再び厳しい状況に置かれている飲食店に加え、関連事業者への支援や、地域における消費喚起の取組をパッケージとして実施し、地域経済を維持するための経済対策を早急に行うことが大変重要であると考えております。

このため、大きな影響を受けている飲食関連事業者等を支援するため、時短要請に応じた飲食店等と直接の取引がある関連事業者やタクシー・代行運転事業者など、直接的に大きな影響を受けた事業者に対し、県独自に20万円を支給いたします。

また、外出自粛やイベントの中止・延長等によって多くの事業者が影響を受けていることから、県と市町村が連携して、商店街への支援やプレミアム付商品券の発行など、地域の実情に応じた消費喚起策を講じ、県内経済の再生・復興を図ってまいります。

さらに、飲食店等への営業時間短縮要請を2月7日まで延長したことに伴い、市町村と連携した飲食店等への協力金について所要額を措置いたします。

以上、事業の概要について御説明いたしました。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

報告第1号及び第2号は、先ほど御説明いたしました、令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)及び(第12号)の専決報告であり、いずれも早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

1年以上にも及ぶ新型コロナウイルスとの闘いは、国内外において、極めて厳しい状況が続いております。この難局を克服し、感染拡大の

防止と県民生活の維持を図りつつ、本県経済の発展を持続可能なものとし、「感染症に強い社会」を築いていくことが、今を生きる私たちに課せられた使命であり、将来世代に対する責務であると考えております。

そのためにも、まずはこの第3波の感染拡大を、何としても食い止めなければなりません。まさに、今が正念場であります。

この「歴史的な危機」に際し、県民の命と暮らし、そして私たちのふるさと宮崎を守り抜くため、強い覚悟を持って私自身が先頭に立ち、県民の安心を確保してまいります。

県議会の皆様をはじめとする県民の皆様、市町村や医療機関、関係団体の皆様と心を一つに、全力を傾けてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 議案第1号、報告第1号及び第2号  
委員会付託

○丸山裕次郎議長 議案第1号、報告第1号及び第2号に対する質疑の通告はありません。

これらの議案は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

ここで、常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午後4時0分再開

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号、報告第1号及び第2号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第13号）」外2件であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、その影響を受ける飲食関連事業者等への支援等に係る経費について措置するもので、56億5,400万円余の増額補正となっており、歳入財源は、全額が国庫支出金となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,170億3,500万円余となります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書」についてであります。

年明けからの新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を受けて、本県では独自の緊急事態宣言を発令し、県民への外出自粛や飲食店等への営業時間短縮要請が行われているところであります。

これまでの度重なる営業時間短縮要請により、飲食店をはじめ、その関連事業者が被った経済的打撃は非常に大きく、その影響は、長期化、深刻化の様相を呈しております。

そのような中、今後も、感染拡大防止対策を継続しつつ、医療・検査体制の維持充実や、地

域経済の活性化をはじめとする県民に寄り添った施策を実現していくためには、十分な財源が必要であり、それを確保することが何より肝要であります。

このようなことから、国に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援として、積極的な予算措置等を行うよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、県独自の緊急事態宣言の延長に伴い、飲食店等への営業時間短縮要請期間を延長したことから、この期間において追加で要することとなった協力金を支給するための経費を措置するもので、一般会計で34億2,700万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,775億6,700万円余となります。

このことについて委員より、「協力金の補正

額について、前回の専決処分の額と今回の補正額が大きく異なっているのはなぜか」との質疑があり、当局より、「前は考えられる最大値を見込み、食品衛生法に基づく営業許可件数である約1万3,000店舗を基に積算を行ったが、今回は、各市町村における1月9日から22日の支給見込件数を調査した結果、約6,000店舗であったことを踏まえ積算したことが主な理由である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「各事業者間で事業規模が異なるため、支援のバランスを図るのは難しい課題であるが、今回、現場の声に基づき対象を店舗ごとにしたことについては、高く評価したい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢の先行きが見通せない中、感染拡大防止対策のため営業時間短縮要請に協力している事業者に対し、速やかに協力金が支給されるよう、市町村と緊密に連携して対応いただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○丸山裕次郎議長** 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

**○武田浩一議員** [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、1月7日に発令された県独自の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請で直接的に大きな影響を受けている飲食関連事業者等を支援するための経費と、外出自粛等により停滞している経済活動の回復に向けた消費喚起対策に必要な経費として、一般会計で22億2,600万円余を増額補正するものであります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は637億2,200万円余となります。

このうち、「飲食関連事業者等緊急支援事業」についてであります。本県がいち早く飲食関連事業者等への支援を判断されたことを評価する一方で、複数の委員より、詳細な制度設計を求める意見や、事業者に対する丁寧な説明を求める意見がありました。

このたびの緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請により売上げに影響が出ている飲食店をはじめ、飲食店と取引のある関連事業者や、不要不急の外出や移動の自粛による影響を受けている事業者より、事業の継続や雇用の維持について支援を求める声など、行政に対する期待が多く寄せられています。

当委員会といたしましては、このたびの事業者に対する支援金の支給について迅速に対応していただくとともに、経済活動の支援についても、今回の支援のみならず、感染状況を踏まえた長期的な展望を持って引き続き検討していただくよう、強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○丸山裕次郎議長** 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生副委員長。

**○安田厚生議員** [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、

報告第1号であります。

これは、令和2年12月16日に専決処分を行った、令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)の承認を求めるものであります。

この結果、農政水産部の一般会計は9億8,100万円余の増額となり、特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は503億100万円余となります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

今回の専決処分に係る補正予算の内容は、家畜伝染病発生時における迅速かつ的確な初動防疫等を万全に実施するため、鳥インフルエンザ発生時における防疫措置に必要な経費の増額や、移動制限区域内で発生する餌代の掛かり増し経費等について支援するものであります。

当委員会といたしましては、今後、鳥インフルエンザが発生するリスクを減らすためにも、多角的な視点から防疫の取組を検証するなど、国の疫学調査チームの指摘事項やこれまでの防疫体制における課題等についてしっかりと検証を行い、今後の防疫活動に生かしていただくよう要望いたします。

最後に、厳しい環境の中、昼夜を問わず防疫作業に従事された方々へ敬意を表し、感謝を申し上げます。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑・討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号、報告第1号及び第2号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議案第1号、報告第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、これらの議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和3年1月29日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 総務政策常任委員長 野崎 幸士

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年1月臨時県議会を閉会いたします。

午後4時15分閉会

# 資 料



## 令和 3 年 1 月臨時県議会日程

1 日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
1. 29	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑 議案委員会付託	議会運営委員会 9:30
		休 憩	常任委員会	
		本会議	(議事整理)	
		本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会

215-1302  
令和3年1月29日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和3年1月臨時県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算  
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

## 議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)	可決	可決	可決		
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)	承認	承認		承認	
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて * 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)	承認	承認			



# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号 報 告 第1号 " 第2号 議員発議案 第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号) 専決処分の承認を求めることについて 専決処分の承認を求めることについて 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の 拡充を求める意見書	1月29日・可 決 1月29日・承 認 " 1月29日・可 決



# 議 員 発 議 案 等



議員発議案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、今月7日、首都圏の1都3県において再び緊急事態宣言が発令され、さらに今月13日には7府県が追加となり、計11都府県が宣言対象地域とされたところである。

本県においても、第3波の爆発的な感染拡大を受けて、感染のまん延防止や医療崩壊を防ぐため、1月7日に県独自の緊急事態宣言を発令し、県民への外出自粛要請や飲食店等への時短営業要請を行っているが、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響は非常に大きく、長期化・深刻化の様相を呈している。

このような状況において国民の生活を守るためには、今後も徹底した感染拡大防止対策を継続しつつ、各自治体の実情に応じた経済対策等を柔軟に講じていく必要がある。

また、国は売上げが減少した中小事業者に対し一時金を支給することとしているが、その対象は国が緊急事態宣言を発令した地域に限られている。

しかしながら、本県のように感染拡大を阻止すべく、独自に時短営業要請等に取り組んでいる地域の飲食業や関連事業者への経済的打撃は、今般、国が支給対象とした圏域と何ら変わりがないところである。

国においては、このような状況を踏まえ、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 今般、国が決定した売上げの減少した中堅・中小事業者に対する支援措置については、独自の緊急事態宣言に伴う時短要請等を行っている地方自治体も対象に加えること。
- 2 新型コロナウイルスワクチンの接種や医療・検査体制の維持充実、地域経済の活性化等に迅速かつ着実に取り組むことができるよう、令和3年度においても十分な予算を措置するとともに、財政基盤の弱い地方自治体に重点的に配分すること。
- 3 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、各自治体の実情に応じて必要となる財源について積極的に措置すること。
- 4 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている農林水産業、製造業、観光業、旅客運送業、飲食業、サービス業等の従事者が将来に希望が持てるよう、大胆かつ包括的な経済・雇用対策を早急を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月29日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 厚 農 経 国 内 経	議 議 閣 務 務 生 林 済 土 関 済	院 総 務 務 生 林 済 土 関 済	議 院 理 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣 臣 臣 官 官 臣	大 山 菅 麻 武 田 野 梶 赤 加 西	島 東 生 田 村 上 山 羽 藤 村	理 昭 義 太 良 憲 浩 太 弘 一 勝 康	森 子 偉 郎 太 久 郎 志 嘉 信 稔	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	---	--	---	---	---	--	--	---	---



# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
1 月 29 日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（濱砂 守議員、来住一人議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号、報告第 1 号・第 2 号上程 知事提案理由説明 議案委員会付託
		休 憩	常任委員会 （議事整理）
		本 会 議	常任委員長審査結果報告 採決（議案第 1 号、報告第 1 号・第 2 号）（可決または承認） 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号追加上程 採決（議員発議案第 1 号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 来 住 一 人



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員